

I 身体障害者診断書・意見書の書き方

1 総括的事項

- (1) 身体障害者診断書・意見書（以下「診断書」という）は、障害が身体障害者福祉法別表に該当するか否かの認定のみならず、身体障害者に関するいろいろなサービスを受けるための基礎となるものですので、その作成にあたっては関係通知等を十分了知のうえ、的確に記載する必要があります。
- (2) 種類の異なる障害が二つ以上ある場合は、各々の障害についてそれぞれ担当する指定医師の診断書が必要です。（4頁「身体障害者診断書・意見書を作成できる身体障害者福祉法第15条指定医師の診療科名」参照）

2 診断書の作成について

原則として治療又は手術後の症状が固定した状態で、各障害種別認定ごとの身体障害認定要領により作成してください。

7級の障害は、1つのみでは身体障害者福祉法（以下「法」という）の対象になりません（身体障害者手帳の交付対象外です）が、7級の障害が2つ以上重複する場合又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、法の対象となります。

診断書の「⑤総合所見」の将来再認定については、障がいの程度（等級）に軽快・改善等が生じることが予想される場合は、再認定の時期について記載してください。障がいの程度に変化がないと予想される場合、又は悪化が予想される場合は、再認定は不要となります。再認定については、「VI熊本市身体障害者障がい程度再認定事務処理要領」（71頁）を参照してください。

身体障害者診断書・意見書を作成できる身体障害者福祉法第 15 条指定医師の診療科名

熊 本 市

障 害 種 別	身体障害者診断書・意見書を作成できる診療科名
視覚障害	眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科 ※眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限り、身体障害者診断書・意見書の作成が可能。
聴覚障害	耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、神経内科、脳神経外科 ※耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限り、身体障害者診断書・意見書の作成が可能。
平衡機能障害	耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科
音声・言語機能障害	耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科、気管食道科、 <u>脳外科</u> 、 <u>神経外科</u> 、 <u>整形外科</u>
そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科、気管食道科
肢体不自由	整形外科、外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科、 <u>小児外科</u> 、 <u>呼吸器科</u> 、 <u>呼吸器外科</u> 、 <u>理学診療科</u> 、 <u>放射線科</u>
心臓機能障害	内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科、循環器科
じん臓機能障害	内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科、循環器科、 <u>麻酔科</u>
呼吸器機能障害	内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科、呼吸器科、気管食道科
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科）、消化器科（胃腸科）
小腸機能障害	内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科、消化器科（胃腸科）
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科、呼吸器科 ※エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。
肝臓機能障害	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

(注) _____ 線の診療科については、平成 12 年 8 月 3 日までに指定を受けた医師のみ身体障害者診断書・意見書の作成が可能。

_____ 線の診療科については、平成 12 年 8 月 3 日までに指定を受けた医師、又は平成 22 年 4 月 1 日以降に指定を受けた医師のみ身体障害者診断書・意見書の作成が可能。